

## 東日本大震災により生じた災害がれきの今後の広域処理の方針について

大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）での「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価」を実施しないとの回答が環境省よりあったため、青岸清掃センターでの焼却は不可となり、実質上、本市における災害がれきの受入れは出来ない。また、同日発表の「災害廃棄物の処理工程表の策定」により広域処理の必要は無くなった。

### 1 経緯

昨日（8/8 水）、関西広域連合<sup>※1</sup>及び大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）<sup>※2</sup>より、環境省から『「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価」を実施しない旨』の回答があったと連絡が来る。

※1 [別添1] 関西広域連合長宛（平成24年8月7日付）

「東日本大震災により発生した災害廃棄物の今後の広域処理の方針について（回答）」

※2 [別添2] 大阪湾広域臨海環境整備センター理事長宛（平成24年8月7日付）

「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価について（回答）」

### 2 内容

国では8/7（火）に開催された、「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」<sup>※3</sup>が了承された。その行程の中で、今後の広域処理の方針としては、『岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は具体的な受入れを調整している自治体や受入実績のある自治体の追加的な協力が得られれば、目標期間内の処理が実現できると見込まれる状況であり、新たな受入先の調整は行わず、これらの自治体との調整を行う。』とされたため、フェニックスにおける個別評価は実施しないことが決まった。

また、その工程表の策定により、同日8/7付けで各都道府県知事宛に今後の広域処理の方針とあわせ、謝意の通知<sup>※4</sup>が送付された。

※3 [別添3] 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（概要）

※4 [別添4] 和歌山県知事宛（平成24年8月7日付）

「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の策定について」

### 3 結果

上記の経緯により、最大の懸念事項であった災害がれきを焼却した際に発生する焼却灰をフェニックスにおいて埋めることができなくなったため、青岸清掃センターでの焼却は不可となり、実質上、本市における災害がれきの受入れは出来なくなった。また、国からの今後の広域処理の方針により、新たな受入先の調整は行わないため、本市の広域処理の必要は無くなった。

※なお、宮城県の不燃混合物については、一部受入れを調整中ではあるが、本市では自前の最終処分場を持ち合わせていないため、受入れは不可能。また、関西広域連合では木くずや可燃物を受入れの対象としており、不燃物の受入れについては検討していない。（関西広域連合からフェニックスに対しても要請していない。）